

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 18
2020・8・5

1 ブリュッセル：E U－農業・漁業理事会の報告

ークレックナー大臣の議長職のもとでー (2020・7・28)

会議結果の報告

概 要：

連邦大臣クレックナーの議長職のもとに、初めて2020年7月20日ブリュッセルにて、E U－農業・漁業理事会が開催された。そしてドイツ議長のもとで2020年第2半期におけるプログラムと、農業・漁業分野における計画が紹介された。この会議の中心点には、「農場から食卓まで一戦略」と共通農業政策の将来が据えられている。

さらに理事会は、ヴィシェグラート・グループ (Visegrad-Gruppe 訳注・中央ヨーロッパ国の地域協力機構 構成国 チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド) 並びにブルガリアとルーマニアの農業大臣共同の改革声明に取り組んでいる。また、E U－委員ヴォイチェホフスキー (Wojciechowski ポーランド) が、現在の農業市場の現況について報告した。農業・漁業理事会は、「トリオ議長国」(ドイツ、ポルトガル、スロバニア 訳注) が一緒に集まり、共同で重点に合意した。

個別に

1 理事会の活動プログラム

ドイツ議長国のプログラム紹介に際して、理事会議長はまず第一に包括的な挑戦を強調した。クレックナーは2020年第2半期においても、コロナパンデミックに対する中心的な挑戦が続くと強調した。その中から引き出す結論と教訓は、コロナのような状況により良く準備することを、知らせてくれる。

訳注：トリオ議長国-E U－理事会は議長職を6カ月で交代する制度をとっているが、共通の課題への取組みの連続性を保つために、3カ国で18カ月間の長期目標をたてる「トリオ議長国制度」を導入している。

ドイツ議長国は、コロナパンデミックの経験に適応することである。そしてクロアチアの前議長国の適切な準備作業を、さらに組み立てる。コロナパンデミックは、農業分野のシステムの重要性を示した。4億5000万人のEU住民に、高品質な食料が届くように食料を確保し、そしてスムーズに供給することは意義あることである。食料の確保は、それぞれの加盟国の食料自給自足を通じて確保されるのではなく、むしろ食料供給チェーンと農業・食料業の持続性と耐久力が、共同で強化されねばならない。

議長国は農業の分野において、2020年以降のための立法パッケージのために、理事会の全般的な方向づけに尽力する。「農場から食卓まで一戦略」の領域において、2020年10月に理事会の最終結論を策定する。加えて議長は、EU統一の栄養価表示と家畜の福祉表示のための、EU一域内の調和した大枠立法のための準備を望んでいる。さらに理事会の最終結論を提示した後、引き続き12月に農業におけるデジタル化のためのヨーロッパ会議を開催する。

漁業分野においては、2020年以降のヨーロッパ海洋・養殖・漁業基金のため提案を行う。これはEUにおける持続的な漁業と養殖奨励の領域に関するものであり、理事会で融資を議論する。同じように2021年に関する漁獲可能性について交渉し、そして2020年末までに終了する。これとの関連においてイギリスのEU離脱の結果が、配慮されねばならない。議長は最終的に2020年8月末に、コブレンツ（ドイツ）での理事会会議に、各国の同僚大臣を招く。この会議のテーマは、「コロナ危機から学ぶ・農業・食料業の耐久力並びに農業、食料そして家畜のための価値評価」である。

2 農場から食卓まで一戦略のための構想の交流

農業理事会は、「農場から食卓まで一戦略」に関する構想に関連し、議長の3つの先導課題の基礎を導入した。EU一保健・食品安全委員キリアキデス（Kyriakides・キプロス）が強調した。コロナ19は、弾力性のある食料システムの重要性を示していることを、キリアキデス委員は強調した。この戦略の目的は、個々の加盟国でなくEU全体に関係している。

法的な拘束力は無いが立法上の計画をベースとし、それと結びついた結果の評価と、理事会、ヨーロッパ議会の同意が政治的な目的として重要である。食料の生産と消費に際して、持続性への道を示している。食料は健全で適切な価格で、そして簡単に利用できねばならない。

そして消費者は、産地由来表示並びに栄養価の特徴を通じて選択する「権限」を付与されている。家畜の福祉と食料の無駄—損失との闘いについても、農業者のチャンスとして焦点があてられる。なぜならば、EU は世界規模での持続性の規準を、設定しているからである。農業者のために、持続的な生産形態へのより高い支出のために、補償されねばならない。EU 一委員ヴォイチェホフスキーは、社会的、生態系的そして同時に経済的な食料システムの実行に際して、加盟国を委員会が支援することを強調した。

この目的は新しい特別な目的のために、EU 一委員会と加盟国の”構造上の対話”並びに秋に始まる戦略プランに係る提案に役立つ。この推奨提案は、第3四半期に予定されている。ヨーロッパグリーンディールの目的実行のための推奨は、法的拘束力はない。しかし、実行の際には、加盟国のそれぞれの農業事情が配慮される。食料の安全は収益のあがる農業のように、まさに中心にある。同時に農業者は、戦略の実施に際して”運命をともに”である。

EU 一委員会は消費者と農業者の間を、密接に結びつけたいとしている。身近な供給者チェーンを通じて。これは農業者が持続的に生産する農産物の付加価値に参画することによって、チャンスがもたらされる。持続的な農業のためのヨーロッパ復興基金から、かなりの財源が配慮される。EU 一委員会は家畜の福祉が可視化できるために、さらなる資金を準備したいとしている。

栄養価表示は、EU 一農業奨励のために独自の手段である。つまり、第三国農産物の不正な通商手段から守られる。通商協定における EU 一規準の法的な規定を通じて。加盟国はこの手段とこれの目的を、基本的に歓迎している。

しかし、加盟国はこの問題の反応について、留保と批判ないしこれの見通しから、必要な補充を申し立てることができる。このため、EU 一委員会を通じて戦略プランの認可と試行の法的、実践的効果を確認する。また、委員会からは、加盟国に対して補充性と柔軟性への懸念が生じている。

目的の対立の分析を含めた結果の評価（例えば該当する農業の収入、第三国との競争と食料の確保）、革新と研究の必要性（新しい分子生物学的な方法）、そして表示問題と結びついた市場指向性の必要性と、消費者責任についての見解を求める。農業理事会は、ヴィシエグラート・グループ並びにブルガリア、ルーマニアとともに、改革を取り入れるために、2020 年以降の「緑の建築」に関する集中的な意見交換を行う。

このため、クレックナー議長は加盟国に3つの課題を提起した。まず第一にチェコの大臣がヴィシエグラト・グループ並びにブルガリア、ルーマニアの共同説明、つまりヨーロッパグリーンディールに関する改革、コロナパンデミック、農場から食卓までと生物多様性戦略について紹介した。その際、高度な環境一気象への意欲並びに増大する消費者の期待感に適応するために、十分な財政準備が必要である。

ヴォイチェホフスキーEU委員は、共通の環境一気象意欲のための有機一規則の設定の必要性を述べた。彼は加えてクロアチア前議長職によって導入された指標について、委員会の基本的な考えを強調した。このことは、実行一手掛かりを弱め、信頼性を危うくする。彼は強調した。議論の無いことは、より多くの任意ないし義務づけられた有機一規則を与えられるのではない。しかし、有機一規則に関して、直接支払予算の最低割合確定についての合意を必要とする。

有機一規則の目的との結びつきは、直接支払金の環境貢献を改善する。目的と結びついた結果と貢献は、計画と実践に依存している。しかし、事業実施に際して、柔軟性と事務的な簡素化が必要である。

EU委員は、良好な農業と有機の現況における、面積的な維持のための規準が、議論の経過の中で内容が薄れていると、批判している。これに対してEU一委員会本来の提案は、ヨーロッパグリーンディールとの調和である。このため、彼は委員会の本来的な提案に戻ることを、加盟国に呼びかけた。彼は加盟国がさらなる柔軟性を望んでいるが、既に計画している柔軟性を指摘し、公的にも示していることに留意するよう述べた。

ヴォイチェホフスキーEU委員が明らかにした。共通農業政策の第1の柱が、ヨーロッパグリーンディールの目的達成のために、貢献しなければならないこと。その際、勿論財政の無駄ないし、活用されないことは許されない。この意見交換に際して、大部分の加盟国は高度な環境一気象意欲を公にした。10月に農業理事会の全般的な方向性をもとに、議長の目標進路が多くの加盟国から明確に支持された。その際、第1の柱における有機一規則の直接支払財源の一定部分を、目的に結びついた拘束力のある導入とすることについて、加盟国の異なるスタンスが示された。

目的に結びついたそのような財源について、調停者もまた財政損失のリスク無しに加盟国に与えるか、ないしはその可能性をできる限り減らすことを強調している。この議論に応ずるため、議長から標準 9 の領域における EU 一域内での非生産地の最低割合が、適切な農業上のそして生態系上の現況に対する影響について、EU 一加盟国間の異なる意見が示された。その際、特に多くの加盟国がそれぞれ異なる地域性を背景に、必要な柔軟性を主張している。クレックナー議長は、議論のベース上に全般的な方向性のために、“緑の建築”政策のための妥協案の策定を予告した。

3 農業市場の現況

ヴォイチェホフスキー EU 委員は、農業市場における当面の状況について、理事会に報告した。彼は市場全般において、再び安定していることを強調した。幾つかの分野における、良好な進展が注目される（穀物、果実、野菜）。他の分野はさらに挑戦中の状況にある（砂糖、牛肉－豚肉並びにワイン）。EU 一委員会は、5 月初めに農業分野支援のための助成対策が、その効果を発揮していることを報告した。農業はコロナ危機において、既に弾力性のあることを証明している。なぜならば、将来のための教訓を導き出しているからである。

これは抵抗力が弱く、輸出依存力の強い分野が明らかに示している。このことに関しては、地域市場と食料供給チェーン強化について、議論すべきである。多くの加盟国が強調している。幾つかの分野がさらなる支援を必要としており、それは特に牛乳－乳製品、豚肉とワインである。議長は農業市場の状況、特に加盟国から挙げられている分野を、さらに注意深く見守っていく。

2 獣医薬品：ドイツにおける抗生物質の使用量がさらに減少

(2020・7・31)

ドイツにおいて獣医に引き渡す抗生物質の量は、2019 年にもさらに減少している。これは連邦消費者保護・食料安全庁への報告を、分析したものである。この引渡量は、670 t で前年対比 52.2 t (-7.2%) 減少している。同時に 2011 年の初めての調査での 1706 t 以来、最も低い水準である。これはこの期間において、60.7%の減少である。

特に喜ばしいことは、人間の治療使用にも厳しくなっている、重要な第 3 世代、第 4 世代セファロsporin (Cephalosporine 訳注・感染症治療薬) 並びにフルオロキノロン (Fluorchinolone 訳注・感染症治療薬) の供給量が、2011 年以

来低い値となった。フルオロキノンの引渡し量は、前年比で約 1.7 t 減少した。

また、第 3 世代、第 4 世代セファロスポリンも 0.5 t 減った。この 2 つの作用物質クラスについて、同時に全体的に明らかに減少している。

2018 年 3 月 1 日に発効した獣医の常備薬 (TÄHAV) に関する規則改正の第 2 規則が、この減少に重要な貢献を果たしている。この規則でもって、新たにこの両薬剤の使用に際して、標準的な方法によるバクテリアに関する感受性試験を実施する。この試験は、予定している抗生物質が総じて効果あるか、どうかについての証言を可能にする。

3 コロナーパンデミック：臨時的な市場政策で農産物の価格安定を

ーバレイショ、花きそして乳製品の共同での市場隔離ー (2020・7・29)

クレックナー大臣は、今日の会議に提案した農産物市場法第 3 次改正案を決定した。

連邦農業省の情報：この法改正は、EU-委員会が 4 月末にコロナーパンデミックから特別な影響を受けている農業分野に対して、臨時的な政策でもって支援するために、一連の支援対策の一部を実施するために必要なものである。

これでもって EU-法は、ドイツ国内法に置きかえられる。これは同盟法の効果的な実施のために必要なことである。同盟法の特別な自由裁量と、市場競争制限に反対する法との間の調和を創り出すために、不可欠であった。このことによって、ドイツ法における自由裁量にも取り組める。

EUの3つの実施規定の具体化を執行：

- 1 バレイショの分野における市場安定対策に関する決定と協定認可のための、EU-委員会の 2020 年 4 月 30 日の実施規定 2020/593
- 2 切り花、鑑賞用植物、球根類といった花の商取引の産物分野における市場安定対策に関する決定と協定認可のための EU-委員会の 2020 年 4 月 30 日の実施規定 2020/594
- 3 牛乳と乳製品分野における生産物の市場支援計画の実施に際しての柔軟性についての決定と協定認可のための EU-委員会の 2020 年 4 月 30 日の実施規定 2020/599

幾つかの生産物分野において、市場安定対策に関する決定と協定が計画されている。期限付きカルテル法上の自由裁量の可能性が重要である。EU-法はこの領域において、例えば共同の数量計画、市場出荷取り消し又は販売奨励の

ための共同対策が可能になる。

さらにEU委員会の実施規則 2020/601 は、同じくコロナパンデミックによって呼び起されたぶどう植栽認可の有効性が延長される。この対策実施のために、ワイン法が個々の点において変更される。

この法は連邦議会の合意を必要とする。

2020・8・3 訳 青森中央学院大学 中川 一徹
